

随意契約理由書

件名	垂水妙法寺線（禅昌寺）道路拡幅工事その5
契約の相手方	協同建設㈱
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5・6号に該当
<p>随意契約の理由</p> <ul style="list-style-type: none">・本工事は、令和3年3月末に工期を迎える現在施工中の垂水妙法寺線(禅昌寺)道路拡幅工事その4（以下「先行工事」という）において、一部減工したブロック積み擁壁の未施工部分について、あらためて工事発注を行うものである。・先行工事については街路事業として垂水妙法寺線の道路整備を行うため、用地買収を行った民有地の補償工事として擁壁整備を行っている。補償工事に当たっては買収済み用地の地権者と調整しながら施工を行ってきた。・先行工事にて減工したブロック積み擁壁部について、現状の法面はブロック積み施工のための掘削面で植生等といった法面保護もなされておらず、風雨等による侵食に対して危険な状態となっているため早期の整備が必要である。また、背面が駐車場として利用されており不特定多数の利用が見込まれるため、現状の法面が保護されていない状態を早期に解消するよう地権者からも強く望まれている。・上記請負人は、先行工事請負人であることから、すでにこれまでの施工において現地の状況や地元精通しており、即時に工事用重機・資材の調達も容易であることから、引き続き、本工事を上記請負人が行うことにより、地元調整や工程調整など準備期間や関係者協議に要する時間を大幅に短縮することが可能となり、早期の現場着手、安全・円滑・適切な施工並びに梅雨期までの竣工が確保できるものと考え <p>る。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができない場合」及び第6号の「競争入札に付することが不利と認められる場合」に該当することから、上記請負人と随意契約を締結するものである。</p>	
担当部署	建設局西部建設事務所安全推進係（電話番号 742-2424 ）